

○熊本市私立幼稚園就園奨励費交付事業の実施に関する規則〔保育幼稚園課〕

平成28年3月31日

規則第67号

廃止 令和2年3月25日規則第22号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。）の設置者（以下「設置者」という。）が、園児（当該施設に在籍する子どもをいう。以下同じ。）に係る入園料及び保育料の減免を実施する場合に、その設置者に対して当該減免に係る補助金（以下「就園奨励費」という。）を交付する私立幼稚園就園奨励費交付事業を行うために必要な事項を定めることにより、園児の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給の対象等)

第2条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、就園奨励費の交付を行うことができる。

2 就園奨励費の額、その算定方法その他の交付の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第3条 本事業による就園奨励費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査等)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、申請者に対して就園奨励費の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する交付の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第5条 前条第1項の規定により就園奨励費の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者が速やかに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、就園奨励費の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 受給者が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により就園奨励費の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第7条 市長は、前条第2号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、交付した就園奨励費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第22号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

- 2 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第94号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

- 3 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略